

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和5年6月21日（水） 午前10時00分～午前10時18分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、
14番 黒川 美克、
オブザーバー
副議長（2番） 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 6番 今原ゆかり、 9番 長谷川広昌、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、
一般1名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務GL、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、税務GL
都市政策部長、都市計画GL、土木GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- (5) 陳情第2号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- (7) 陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月16日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は既に配付されております議案付託表のとおり、議案4件、陳情3件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

それでは当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため総括質疑との重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

（１）議案第40号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（14） それでは、第40号、この中で森林環境税についてお伺ひいたします。そもそもなぜこのような税を国民に課税することになったのか教えてください。

答（税務） 森林環境税の創設の目的ですけれども、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図り、森林環境等の整備に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されたものでございます。

問（14） 森林環境税が累進課税にならない理由を教えてください。

答（税務） 累進課税になっていない理由として考えられますのは、この納税していただく方が住民税の均等割の納税義務者と一致することから、広く国民の皆様に税を納めていただく制度によるものと考えられます。

問（14） この森林環境税に充当できるのはどのようなものが対象になるのか、条件等についてお答えください。

また、高浜市では何に充当するのか具体的にお答えください。

答（財務） 森林環境譲与税の使途の範囲はないんですが、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当することができます。

本市といたしましては、令和元年に高浜中学校の音楽室の改築工事にこの森林環境税譲与税を充当しております。

今後の予定といたしましては、令和5年度に美術館・図書館管理運営事業の備品購入費、それと高取小学校長寿命化改良事業の備品購入費に充当する予定をしております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (14) 総括質疑で質疑がありましたが、答弁が分かりにくかったので質問をさせていただきます。

課税限度額について、どこで、どのように議論されて決まったのか教えてください。

答 (市民窓口) 課税限度額の引上げの経過というようなところでございますが、厚労省のほうで支援金分の限度額超過世帯の割合でございますけれども、令和4年度の1.91%から2.55%と大幅に上昇する見込みであったことから2万円の引上げが決定をされたということになります。

この引上げによって支援金分の超過世帯割合が2.13%となるということでございますので、国のほうでこういった超過世帯の割合のパーセントを見ながら決定をされたということになります。

問 (14) 課税限度額が設定されている理由について、市民の皆様にも御理解いただけるように分かりやすくお答えください。

答 (市民窓口) お答えをさせていただきます。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、給付と保険料負担のバランスを失えば、被保険者の納付意識に悪影響を及ぼすという理由で設定がされております。

特に、高所得者層により多くの御負担をいただくことで中間所得層の負担軽減を図るということでございます。

今回の改正につきましては、令和4年度に引き続き、2年連続の引上げとさせていただきます。

以上でございます。

問 (14) 課税限度額について、過去3年くらいどのように推移してきたのか。そして、来年度以降の見通しについてお答えください。

答 (市民窓口) 課税限度額の推移というところでございますが、過去3年というところで、まず令和5年度が医療分が65万円、支援金分が2万円上がりまして22万円、介護分が17万円という据置きで限度額が104万円ということでございます。

先ほども答弁申し上げましたが、前回の改正は昨年度でございます。医療分が65万円、支援金分が20万円、介護分が17万円の合わせて102万円が限度額。その前の改正につきましては、令和2年度でございます、医療分が63万円、支援金分が19万円、介護分が17万円、限度額といたしましては、99万円となっております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

(5) 陳情第2号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(3) この陳情の最低賃金を1,500円以上必要ですとありますが、最低賃金を1,500円以上に引き上げることは中小企業等では人件費が上がり、大変な負担となることが考えられます。

最低賃金の格差についても地域格差という実情が大きく反映されているので、全国一律として引き上げることで地域経済が回るとは考えられないので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（５） 地域格差についておっしゃられていますが、各それぞれの生活圏での起こっていることを鑑みると、ということで反対です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第２号についての意見を終了いたします。

（６）陳情第３号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（３） これ国の法律を定めてほしいという陳情ですけれども、高浜市は公契約に関して令和５年４月１日より施行されております。

この条例は、公契約に関して基本方針を定め、市及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約の適正な履行の確保及び労働者の適正な労働環境の整備を図り、もって市民の生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的につくられており、令和５年４月１日より施行されていますので、この陳情には反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（５） 官製ワーキングプアの解消は未だ達成されておらず、ということについて同調できないので反対です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第３号についての意見を終了いたします。

(7) 陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
委員長 意見を求めます。

意(10) この陳情ですけれども、令和5年5月31日付で地方六団体の骨
太方針の中で、「地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般
財源総額の確保・充実」というものが提出をされております。

単独の市議会でこういった意見書を提出するというのは、必要性をあ
まり感じないので反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(5) 地方財政についてってということで、全て国が負担することは
無理だなという考えでありますので反対です。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 意見もないようですので、陳情第5号についての意見を終了い
たします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第41号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第42号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(5) 陳情第2号 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(6) 陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

(7) 陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

挙手なしにより不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時18分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長